

消費生活相談は
188



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年3月31日(火) 岐阜県発表資料		
担当課等	担当者	電話番号
岐阜県消費者安全確保地域協議会 (事務局：県民生活課消費生活安全係)	小池 塚原	内線 3018 直通 058-272-8204 FAX 058-278-2889

高齢者や障がい者等の消費者被害防止のための 「見守りハンドブック」を作成しました

県では、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のため、「岐阜県消費者安全確保地域協議会」を設置し、全県下での見守りネットワークの構築に取り組んでいます。

このたび、民生委員、ヘルパー、地域住民等の見守りの担い手には、見守り活動を行う際の役立つ情報として、市町村担当者には、市町村協議会の設置・運営の際の参考資料として、「見守りハンドブック」を作成しましたので、お知らせします。

- 1 内容
- 第1部 制度編
 - 第2部 見守り編
 - ・見守りのポイント
 - ・気付きのチェックポイント
 - ・声かけの方法
 - ・被害発見時のチェックシート
 - ・気付きから消費生活センター等へのつなぎ方の事例 ほか
 - 第3部 消費者被害の解決方法編
 - 参考資料 全国の協議会の設置状況・事例等



- 2 公開
- ハンドブックは、以下の県ホームページに公開しています。
- 県トップページ>くらし・防災・環境>消費生活・県民生活
>岐阜県消費者の窓（消費生活相談・情報）
>高齢者・障がい者等の消費者被害防止のための見守りハンドブック
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/489188.html>



<岐阜県消費者安全確保地域協議会とは>

設置：令和7年8月27日

目的：消費者安全法に基づき、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関・団体が連携して、高齢者等の見守りに必要な取組についての情報交換、取組を行うことにより、市町村における協議会の設置及び活動の促進を図る。

構成機関：有識者、報道機関、事業者、消費者団体、福祉団体など、33団体等

会長：岐阜大学副学長・教授 おおやぶ 大藪 ちほ 千穂 氏